高齢者のためのその他の在宅サービス

市では高齢者に対して様々なサービスを提供しております。

NO	事　業	内　容	対象者・条件等	備　考
1	**給食サービス事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養バランスのとれた食事を提供する。また、安否確認も行う。昼食のみ週2回まで(個人の全額負担で、追加は可能です)。	ひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯	**利用者負担額**　300円/一食
2	**ひとり暮らし高齢者等布団乾燥等事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	寝具の手入れが著しく困難なひとり暮らし高齢者等の布団（寝具のみ）の乾燥、丸洗いを行う。	寝具の手入れが著しく困難なひとり暮らし高齢者又は高齢者世帯	**利用者負担なし** 布団乾燥　年間10回 丸洗い　年間 2回 ※丸洗いのみの申請はできません
3	**ミニデイサービス事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者や虚弱高齢者等を対象に行政区内の公民館等で創作活動や趣味活動などを通じて介護予防を図る。	ひとり暮らし高齢者等	**利用者負担**　200円
4	**自立高齢者日常生活用具給付事業（マイサポ事業）** **高齢政策課** TEL 27-2752	自立した在宅生活を支援するために、日常生活用具を給付します。	用具により対象者・条件が異なります。	**利用者負担** 原則として販売価格の3割
5	**緊急通報装置設置事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	持病の急変などの緊急事態が発生した場合、通報装置のボタンを押すことにより、警備会社へとつながり、速やかに高齢者の安全を確保する。	身体上の慢性疾患、障害等により日常生活に常時見守りを必要とするひとり暮らし高齢者	**利用者負担なし** ※固定電話が必要です
6	**在宅寝たきり等高齢者紙おむつ等支給事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	在宅の寝たきりや、重度の認知症高齢者へ、紙おむつや尿取りパッドを支給する。市民税非課税世帯の人には、紙おむつや尿取りパッドのほかに使い捨て手袋、ドライシャンプー等の介護用品も支給可能。	在宅の高齢者で、要介護4又は5の人、又は重度認知症で要介護3以上と認定された人	紙おむつ等は、毎月3,300円を限度(市民税非課税世帯の場合は、5,500円を限度)に現物で支給し、毎月自宅へ配達します。
7	**はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	はり・きゅう・マッサージ施術を必要とする人に受療券を交付する。	高齢者	1枚1,000円の受療券を年間5枚交付
8	**訪問理美容サービス事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	老衰、心身の障害及び傷病の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である高齢者が、在宅で理美容サービスを受けるための費用の一部を助成する。	理髪店や美容院に出向くことが困難な要介護3 以上と認定された高齢者	**利用者負担**　1,000 円～ 1枚 3,000円の理美容利用券を年間 4枚交付(申請月により交付枚数は異なります)

NO	事　業	内　容	対象者・条件等	備　考
9	**介護慰労金支給事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	寝たきりや、認知症高齢者を在宅で一年以上にわたり介護する人に、介護慰労金を支給し、その労をねぎらう。主たる介護者がいない場合は、本人に支給する。 判定期間：前年8月1日～本年7月31日	左記の1年間を通して要介護4又は5で、入院等で在宅を離れた期間が120日以下であること	**支給額** 年額 100,000 円 毎年 2 月に支給 該当される方には、通知いたします(毎年12月)
10	**高齢者タクシー利用料金助成事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	在宅の高齢者が通院や買い物等のために外出する際、タクシーを利用した場合に、その運賃の一部を助成する。	自身を含め自動車を運転できる親族等が同じ世帯や同一敷地内にいない高齢者で、福祉タクシー券の交付を受けていない人。	・助成券(1枚400円)を交付 ・1人年間 24 枚
11	**高齢者住宅改造費補助事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	高齢者の在宅生活の継続を目的として、高齢者の居住する住宅を改造する場合に補助金を交付する。補助対象とする工事は、バリアフリー工事とする。 (新築及び老朽化による改築は対象外) (着工前の申請が必要になります。)	**65歳以上の高齢者** ①**要支援又は要介護1** 市県民税又は市県民税の所得割が非課税 ②**要介護2以上** 生計中心者の市県民税の所得割の額が16万円未満	**補助額** (1世帯1回限り) 対象となる改造経費に6分の5を乗じた額(上限 300,000 円)
12	**介護用車両購入費補助事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	寝たきり等の要介護高齢者を同乗させて、通院等をする場合に使用する、車いす仕様車両の購入(又は改造)に対し、改造に要する経費に対して補助金を交付する。	日常的に車いすを使用する高齢者を介護している家族	**補助額**　上限　50,000 円 (購入または改造前の申請が必要です。)
13	**医療カード設置事業** **高齢政策課** TEL 27-2752	自宅で体調不良等による緊急時に、救急隊等に情報提供するため、氏名、住所のほか医療情報(かかりつけ医・常用している薬等)や緊急連絡先などを記入したカードを冷蔵庫のドアに貼っておくもの。	ひとり暮らし高齢者等	
14	**徘徊高齢者等位置情報サービス** **地域包括支援センター** TEL 27-2745	高齢者が認知症により徘徊した場合に、電話やインターネットで現在位置を確認できるサービス。	市内に在住し、徘徊が認められる在宅の高齢者を介護している人	**利用者負担** ・インターネットで確認 110円/1回(月2回まで無料) ・**電話で確認**　220 円 /1回 ・**現場急行料金** 11,000 円 /1回 ・**その他バッテリー交換など** ※基本料金(月額)及び初期費用は市が負担
15	**徘徊高齢者等事前登録制度** **地域包括支援センター** TEL 27-2745	認知症等により徘徊のおそれのある高齢者等が行方不明になった場合に、早期発見及び保護するため、高齢者等に係る情報を事前に登録しておく制度。	・認知症等により徘徊のおそれのある65歳以上の人 ・40歳以上65歳未満の初老期における認知症等により徘徊のおそれのある人	・**利用者負担なし** ※対象者の写真1～2枚が必要です ・登録された情報は、警察等の関係機関と共有します
16	**特殊寝台等貸与支援事業** **介護保険課** TEL 27-2743	要介護認定申請後、福祉用具(特定の種類)の暫定利用をしたが、認定調査前に死亡してしまい、認定にいたらなかった場合、福祉用具レンタル費用の介護給付相当分を助成する。	・認定調査前に死亡 ・がん末期であること(医学的知見に基づき、回復の見込がないと判断された人)	
17	**在宅緩和ケア助成金支給事業** **介護保険課** TEL 27-2743	がん末期の人が在宅療養をする場合、被保険者 1 人につき、一律 3 万円を助成する。	・要支援または要介護認定の有効期間中、もしくは要支援・要介護認定申請をしていること ・がん末期患者で在宅療養の期間があること	支給は被保険者 1 人につき、1 回限り